



Japan Center for a Sustainable Environment and Society

「環境・持続社会」研究センター

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2 階

Tel: +81-3/3447-9585/9515 Fax: +81-3/3447-9383

E-mail: kishida@jacses.org / jacses@jacses.org URL: www.jacses.org

2005 年 1 月 7 日

## 政府開発援助(ODA)中期政策（案）に対するパブリック・コメント

「環境・持続社会」研究センター 石田恭子

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）では、これまで世界銀行、アジア開発銀行（ADB）などの国際開発金融機関、および国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）といった国内の開発援助機関で行われている環境・社会配慮政策ならびに開発援助プロジェクトの問題改善をモニターしてきた。こうした活動蓄積をもとに、ODA 中期政策案に対し以下の点を要請する。

### **I. 案件形成、案件実施、モニタリング・評価の過程における途上国住民の参加の重要性について**

これまでの日本の ODA プロジェクトにおいて、途上国住民がむしろ負の影響を被ってきた事例は多い。これは途上国住民との国際的な信頼関係を損なうものである。こうした事態を未然に防ぐため、ODA の案件形成、案件実施、モニタリング・評価の過程において、プロジェクトにより影響を被る可能性のある人々による住民参加の重要性ならびにこれに対する措置が、ODA 全体の具体的政策に関わる中期政策で掲げられるべきである。

したがって、「**ODA の案件形成、案件実施、モニタリング・評価の過程において、プロジェクトにより影響を受ける人々の住民参加の確保がなされること。**」を中期政策に明記するべきである。

### **II. 平和構築と ODA 大綱の原則に関し**

ODA 大綱には「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」などの原則が記されている。この原則をさらに実際の ODA に適用・発展させていくためには、「**平和の構築を構造的及び根本的に進める観点から、軍縮や武器削減を進める。また、ODA も軍事との一体化や軍事化を促進することを避け、特に人道原則（人道性、公平性、中立性、独立性）を侵害しない**」ことを、中期政策に追加するべきである。

さらに、「(口) (e)国内の安定と治安確保のための支援」の部分について、治安確保のための ODA は十分慎重に検討されるべきであり、場合によっては ODA 大綱の原則に抵触する恐れがあることから、安易に実施すべきではないと考える。したがって、「**(口) (e)国内の安定と治安確保のための支援**」の部分に焦点を当てずに、削除すべきである。

### **III. 環境・社会配慮の十分な確保と効率性**

ODA 中期政策案では「効率性」が強調されているが、効率性を求めて案件形成プロセスを急ぐあまりむしろ環境・社会配慮が疎かになることが懸念される。こうした事態は、かえって地域での環境・社

会問題を引き起こしかねず、問題発生後はその対処に時間がとられることや、信頼関係が損なわれることから、中長期的には「効率性」にも寄与しない場合があり、援助の「効果」面で問題となる。「効果的」な援助実施のための、「効率的」な援助を考慮していく必要がある。

したがって、「4 . 効率的・効果的な援助の実施」は、「4 . 効果的・効率的な援助の実施」と改めるべきである。

#### **IV . 環境・社会配慮の十分な確保に向けた専門的スタッフの確保**

ODA 中期政策案では「現地機能強化」が謳われている。現地では、途上国住民に大きな負の影響をもたらさないよう、現地で問題が生じていないかどうかをチェックし、効果的な援助を実施するための、環境・社会配慮に関する専門性を有する人材を設置することが重要である。JBIC ならびに JICA など各援助機関で環境社会配慮ガイドラインが改善強化されてきているが、問題の発生を未然に防止し、環境・社会面で効果的な援助を実施するためには、さらにプロジェクト形成の初期段階から、現地の環境・社会配慮専門家の設置という実質的な措置が重要である。

したがって、「途上国の住民に大きな負の影響をもたらさないよう現地で問題が生じていないかどうかをチェックし、効果的な援助を実施するためには、環境・社会配慮に関する専門性を有する人を現地で設置すること」を、中期政策に追加するべきである。

#### **V . 情報公開の必要性について**

「情報公開と広報」(ト)に関し、内容は「広報」のことだけしか記されていない。「広報」と「情報公開」は大きく異なる。「広報」は、その情報を利害関係者に提供することによって自らの価値を高める行為であり、「情報公開」とは情報開示請求権(現行法では知る権利は明記されていない)と情報開示義務によって成り立つ権利義務関係である。したがって、「情報公開」と「広報」には別々の項目を設け、「情報公開」についても記述すべきである。

ODA 関連の「情報公開」は行政機関の情報公開法及び独立行政法人の情報公開法によって法的に権利義務関係を確定し、その不開示決定に意義がある場合は、行政不服審査法のもとでの内閣府情報公開審査会の審査や、行政事件訴訟法のもとで裁判所に訴えを起こすことができる。また、法律以外の制度として、JBIC や JICA、外務省無償資金協力の案件においては環境・社会配慮ガイドライン等において公開を求められている文書もある。

プロジェクトの環境・社会影響を早期段階で未然に防止し、住民参加型のプロジェクトを形成するためには、(1)「国別援助計画策定に際し、早期段階から現地国政府のみならず、現地国の住民に対しても理解可能な適切な言語でドラフトを公開し、完成後も同様の言語でウェブサイト等で公開すること」、(2)「プロジェクトの早期段階において、そのプロジェクトの環境・社会配慮に関する文書(プロジェクト概要文書、環境影響評価報告書、住民移転計画書、先住民計画書等)を影響を受けるコミュニティ・住民が理解可能な適切な言語で公開すること」、(3)「日本政府及び JBIC、JICA の情報公開に関する制度及び不服申し立て手続きの方法を現地国の住民に対しても理解可能な適切な言語でウェブサイト・パンフレット等で説明すること」の三点を、中期政策に明記するべきである。

#### **VI . 今後の策定プロセスについて**

ODA 大綱改定の際に、パブリック・コメントが行われたこと自体は歓迎するものであったが、提出したコメントの取り扱い、ならびにこうしたコメントが必ずしも最終的な政策に多く反映されなかった

のは遺憾である。

今回の中期政策に際しては、パブリック・コメントに対して、どのようなコメントが寄せられたか、ならびにそれに対する採否の判断基準を、表形式等で網羅的に説明していただきたい。また、パブリック・コメントを受けて、修文する期間を十分持ち、修文後の ODA 中期政策政府案につき、対外経済協力閣僚会議にて了承が行われる前に、ウェブサイト等で公開するべきである。

以上